

令和 2 年度

財政援助団体等監査報告書

令和 3 年 3 月

雲仙市監査委員

## 令和2年度財政援助団体等監査報告

### I 監査の目的

地方自治法第199条第7項に基づき、市が補助金を交付している団体や出資団体に対し、その事業が補助金等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施する監査である。

令和元年度に本市が財政的援助を行った団体の中から、次の2団体を選定し監査を実施した。

監査対象団体	所管課
雲仙市社会福祉協議会	健康福祉部 福祉課
雲仙市体育協会	教委事務局 スポーツ振興課

### II 監査の実施期間

令和2年12月22日から令和3年3月19日まで

### III 監査の方法

監査の実施にあたっては、当該団体及びその所管課から提出された収支決算書及び事業報告書等と提示のあった出納関係の諸帳簿等関係書類との突合その他必要と認める監査手続きにより、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

### IV 監査の主な着眼点

監査にあたっては、主に次の事項を着眼点とした。

#### (1) 団体関係

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課等へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。

イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- カ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

#### (2) 所管課関係

- ア 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政援助（以下「補助金等」という。）の決定は関係法令等に適合しているか。
- イ 補助金交付要綱は整備されているか。
- ウ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続は適正か。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等により行われているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

## V 監査の結果

### (1) 社会福祉法人 雲仙市社会福祉協議会

#### ア 団体の概要

名 称	：雲仙市社会福祉協議会
所在地	：雲仙市千々石町戊 7 6 2 番地
法人設立日	：平成 17 年 10 月 11 日
役員等	：会長 1 名
(H31.4.1現在)	副会長 1 名
	理事 11 名 ※会長、副会長含む
	監事 2 名
	評議員 14 名
	正規職員 12 名
	非常勤職員 50 名

本市社会福祉協議会においては、基本的使命である市民の「共助の推進」を図るための各種事業を展開するとともに、社会福祉協議会が担っている「公助の一翼」の部分として本市地域福祉計画に基づき、市と連携を図りながら市民相互がささえ合う福祉のまちづくりに取り組まれている。

#### イ 補助の目的

社会福祉協議会に運営補助金を交付することにより、社会福祉事業の能率的運営及び組織的活動が促進され、地域福祉の増進及び強化が図られる。

#### ウ 事業費実績（補助金交付額）

平成29年度 64,087千円（64,087千円）

平成30年度 64,853千円（64,853千円）

令和元年度 68,065千円（68,065千円）

#### エ 監査の概評

監査の着眼点に基づいた関係書類の審査、対象団体及び所管課からの説明聴取等により監査を実施した結果、補助事業に係る出納その他の事務について概ね適正に処理されていることが認められた。

なお、改善又は検討を要する事項については、以下のとおりとする。

#### オ 検討要望事項等

##### 1) 社会福祉協議会に関する事項

###### ① 安定的な経営基盤の確立について

社会福祉協議会が健全に法人運営を行っていくためには、安定的な財政基盤の確立は重要であり、自主財源の確保はもとより組織目的を達成しつつ更なる安定経営を目指し、常に経営手法、組織体制に係る事務改善等に注力することが重要である。

###### ② 事業費補助との整合性について

社会福祉協議会の性格、業務内容からしても地域福祉事業に係る人件費に対する補助金は妥当と考えるが、決算書上の事業区分において事業費充当ではなく、法人運営費に充当する経常経費補助金収入と示されており、補助金の実績報告との整合性が取れていない状況である。

本来補助金の支出としては、事業費補助であるため、本市地域福祉計画の中で社会福祉協議会が取り組む地域福祉事業に対して充当すべき財源であり、決算書においても整合性を図られたい。

### ③ 地域福祉事業の積極的な推進について

本市においては、今後ますます少子高齢化が進み、地域福祉サービスの多様性が求められている。

このような中、地域福祉事業において、地域交流事業やふれあい・いきいきサロン事業、高齢者生きがいづくり事業（スポーツ・文化）など一部予算の低執行率が見受けられた。

全般的なバランスを踏まえた上で、公平な予算枠を確保しておく必要があることは理解されるが、地域における社会福祉の担い手として社協が展開する地域福祉事業を市民の方に十分理解してもらうことに尽力し、創意工夫をもって地域住民が求める事業の積極的な推進に努めていただきたい。

## 2) 福祉課に関する事項

### ① 事業費補助としての算定

社会福祉協議会に対する補助金については、雲仙市福祉関係団体等補助金交付要綱により交付されているが、本要綱において補助金の対象経費は「地域福祉を推進するため雲仙市社会福祉協議会が行う地域福祉事業等に要する経費」とされ、交付額は「予算の範囲内です市長が必要と認める額」と包括的に規定されており、対象となる地域福祉事業に関わる職員業務の従事割合により積算した人件費を補助金要求額として調整されている。

今般、普通交付税の合併特例期間が終了し、一般財源の確保が年々厳しい状況において適正な補助金算定が求められている。

担当課においては、この社会福祉協議会に係る補助対象経費が広範囲であることに鑑み、補助金の算定根拠等を十分精査し、実績報告の内容確認の中で決算書等関係書類にも目を配っていただきたい。

また、今後の補助金のあり方として、雲仙市補助金等の見直し基準にも示されているとおり、補助金は、補助対象者が行う「事業の公益性」を認めて交付するものであり、本来その事業費を対象に交付されるべきものである。

つまり、事業計画が立てられ、その事業目的の達成に必要な事業費に対し、資金的支援が適當と判断された場合に補助金を交付されるものであることから、団体運営にかかる経常的な「運営費補助」ではなく、事業を実施する上で必要とされる経費に対する「事業費補助」を原則とすることが望まれる。

## (2) 雲仙市体育協会

### ア 団体の概要

名称 : 雲仙市体育協会  
所在地 : 雲仙市吾妻町大木場名 170 番地 1  
団体設立日 : 平成 18 年 2 月 2 日  
役員等 : 会長 1 名  
(H31.4.1現在) 副会長 2 名  
理事 19 名 (うち監事 2 名)  
代議員 19 名  
事務局 2 名

本市体育協会は、市内 19 競技団体が加盟し、市民スポーツ大会、ジュニアスポーツ大会及び加盟競技団体主催の市民参加型スポーツイベントが年間を通じて企画運営され、本市のスポーツ振興へ寄与している。

### イ 補助の目的

雲仙市における各種競技協会及び連盟で構成する雲仙市体育協会に対して交付するスポーツ補助金であり、その組織の運営充実を図るために交付するもの。

### ウ 事業費実績（補助金交付額）

平成 29 年度	18,553 千円 (17,491 千円)
平成 30 年度	19,494 千円 (18,462 千円)
令和 元年度	18,339 千円 (17,301 千円)

### エ 監査の概評

監査の着眼点に基づいた関係書類の審査、対象団体及び所管課からの説明聴取等により監査を実施した結果、補助事業に係る出納その他の事務について概ね適正に処理されていることが認められた。

なお、改善又は検討を要する事項については、以下のとおりとする。

## 才 検討要望事項等

### 1) 体育協会に関する事項

#### ① 決算に係る繰越基準について

平成24年度の補助金等交付事業に係る定期監査において、補助金交付団体については、補助金以外の収入がある場合、補助対象経費に対する充当順位として、先ず団体の会費収入などの自主財源を充当し、不足分について補助金を充当すべきことが指摘されている。

今回、対象年度の体育協会本部の収支決算書をみると、次年度への繰越金として剰余金のうち自主財源分を差し引いた残額を市へ返還されている。

本市スポーツ振興費補助金交付要綱の第7条第2項の規定では、「決算額に会費負担金を超える額の剰余金が生じたときは、返還し精算するものとする。」との基準を設け、一定翌年度繰越金を認めているところである。

しかしながら、本規定にもかかわらず、下部組織である各競技団体の実績報告では、決算に係る剰余金が前年度繰越金を含む自主財源の範囲内であれば、翌年度繰越金として認められており、体協本部への返還金が生じていない状況である。

これは、従前より交付要綱における繰越基準の「会費負担金（相当額）」を拡大解釈され、前年度繰越金を含めた「自主財源」を翌年度繰越金の判定基準としているもので、改善の必要があると考える。

### 2) スポーツ振興課に関する事項

#### ① 適切な補助金の算定について

各競技団体の決算における繰越基準については、前段の体育協会に関する事項で指摘のとおりであるが、団体運営補助金の課題としては、市補助金等の見直し基準にあるとおり、補助の長期化による固定化・既得権化が挙げられる。

このような補助金は、目的や運用方法等について隨時見直しを行るべきところだが、補助が長期化するとその基準が既得権化となりがちで、十分な効果が認められないまま継続され、適正な見直しが困難となる場合がある。

補助金は、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ自助努力をもって、なお不足する部分を補うものであり、事業に対する充当財源は先ず会費負担金等の自主財源を充てるべきである。

この本則を踏まえた上で、弾力的な運用として、年度当初の事業費に対する繋ぎ資金として、要綱で一定額の繰越金を認めているもので、担当課は適切な指導をお願いしたい。

② 体育館管理業務に係る指定管理者制度の導入について

平成22年度から吾妻体育館の管理について、市の直営から体育協会へ一部業務委託されたことで、効率化が図られていることは評価される。

現在各自治体においては、様々な公共施設の管理業務について、効率的な運営手法の一つとして、指定管理者制度を活用した施設管理が行われている。

本市において、公共施設の総合管理計画が調整されている中、更なる市民サービスの向上と経費の節減を追求し、先進事例等を参考にしながら、今後新たに建設される体育館等の管理業務を含めた指定管理者制度の導入についても研究されたい。